2021年度事業計画

2021年4月1日から2022年3月31日まで

一、はじめに

一般財団法人中部圏創造ファンド(以下本財団と言う)は、NPO等をはじめとする民間公益活動を行う団体に対して、資金支援や人材育成支援等を行うことを目的に2018年2月15日に設立し、各種基金の設立に努めるとともに、休眠預金等活用法(2018年1月1日施行)における資金分配団体となることを目指した。

この結果、東海ろうきん NPO 支援事業の受託や 2019 年度草の根活動支援事業、2020 年度に新型コロナウイルス対応支援助成事業の資金分配団体に選定され、民間公益活動への支援事業を展開してきた。

2021 年度は、休眠預金活用事業について、各実行団体の活動を伴走支援し事業成果を確かな ものにするとともに、今年度募集される休眠預金資金分配団体に積極的に応募する。また、地域の 志(資金)を集めて各種の基金を拡充し、当地域の民間公益活動の一層の発展を目指す。

二、NPO 等民間公益活動支援事業

- 1、資金的支援事業
- (1) 基金事業
 - 1) いいね!基金(共感基金)事業

「いいね!基金」で解決をめざす課題が、休眠預金活用事業の課題と重なることもあり、基金の設立が遅れている。休眠預金活用事業の成果を継続させるための基金づくりや休眠預金活用事業で取組めていない課題解決のための基金設立等に積極的に取り組む。

2) わたしの基金(冠基金) 事業

第 1 号は「東海ろうきん未来応援寄付金」で 2018 年 6 月に設置。以降、2018 年度から始まった「水谷潤平教育基金(寄付金事業)」、2019 年度からの「NPO 研修基金(事業実施型)」、2020 年度に新設された「ハルカ基金(寄付金事業)」の継続・充実を期するとともに、新たな「わたしの基金」の設立をめざす。

3) 本財団応援基金事業

現在まで、1 団体と個人(4 件)の寄付があり、本財団の運営を応援して頂いた。今後も、 財団運営の基盤を強化するために、本基金への寄付募集を積極的に進める。

- (2) 休眠預金等活用法に基づく資金分配団体事業
 - 1) 2019 年度草の根活動支援事業 (「NPO による協働・連携構築事業」) 本事業は、2022 年度まで続くことから、残り2年の事業プロセスを明確にし、事業終了時の

到達点や事業終了以降の事業の継続発展をめざして、実行団体の事業進捗状況や会計処理を確認し、適確に助成金を提供する。また、プログラムオフィサーが中心となり、専門知見を有する評価委員等の支援を得て、事業の目的実現や団体の活動継続のための組織基盤の強化をめざし、適確な助言、知見や情報の提供を行い伴走支援する。

2) 2020 年度新型コロナウイルス対応助成(「生活困窮世帯や社会的孤立者への支援」) 本事業は、1年間の事業で、2021年度中に終了する。コロナ禍によるダメージの回復や緊急 支援及びコロナ禍の中で生まれた新たな知見や課題解決方法などが開発されることが期待さ れており、資金支援として、適確に助成金を提供するとともに、プログラムオフィサーが中心とな り、事業の目的実現や団体の活動継続のための組織基盤の強化をめざし、適確な助言、知 見や情報の提供を行い伴走支援する。

3) 2021 年度資金分配団体公募事業について

指定活用団体(JANPIA)は、2021年度事業計画を公表した。それによると、草の根支援事業等の通常枠と新型コロナウイルス対応支援事業の資金分配団体の公募が実施される。これまでの休眠預金活用事業の成果と課題を把握し、地域ニーズの分析等を行い、資金分配団体に積極的に応募する。

また、休眠預金活用制度の業務改善や制度について JANPIA と資金分配団体との意見交換会が行われており、改善に向けて積極的な提言を行う。

(3) その他の資金的支援事業

- 1) 助成金等交付支援事業(受託事業)
 - ① 東海ろうきんNPO支援事業(「NPO育成助成事業」「寄付システム事業」)について、2021 年も東海労働金庫から受託した。愛知県、岐阜県及び三重県の中間支援NPOと連携しつつ推進する。また、他の組織が募集する民間公益活動助成事業についても事業受託に努める。

2、研修事業

休眠預金活用事業及び東海ろうきんNPO支援事業等の実施を通して得た教訓を踏まえ、 NPO等民間公益活動団体への事業申請や実施における注意点やガバナンスについて、論 点を整理し、研修事業を実施する。

3、調查事業

休眠預金活用事業における事業評価を重視する姿勢が、民間公益活動全体についても波及し、様々に議論されている。休眠預金活用事業を通じて実施している評価活動の成果を

踏まえて事業評価の方法や指標に関する論点の整理に取り組む。

4、広報啓発活動

2019 年度草の根活動支援事業や 2020 年度新型コロナウイルス対応緊急支援助成の活動を紹介し休眠預金制度の普及を図るとともに民間公益活動に対する資金支援の必要性をアピールするため、フォーラムの開催やパンフレットの作成、WEB サイトや SNS 等インターネットツールでの広報啓発活動を積極的に行う。

三、組織運営について

2020 年度は、コロナ禍の影響により、オンラインやテレビ会議を導入し組織運営をおこなった。 2021 年度も同様の事態が想定されることから、これらのツールの適確な運用を行い、組織の 意思決定やコミュニケーションを確実に進める。

1、役員会等の運営

- (1) 評議員会は年1回の定時会議が義務付けられているが、このほかに適宜、意見交換をおこない、また、必要に応じて臨時会議を開催し、意思疎通を図る。
- (2) 理事会は年 4 回の通常理事会の開催が義務付けられているが、このほかに適 宜、意見交換をおこない、また、臨時会議を開催し、意思疎通を図ることで適切な業務執行に関わる決定をおこなう。
- (3)役員・専門的支援員・スタッフによる意見交換を実施する。

2, 事務局等実行体制の運営

休眠預金活用事業や東海ろうきんNPO支援事業等本財団が実施する事業が増えており、これに対応するため事業実行体制の拡充を図っていく。また、民間公益活動に取り組む団体のあり方や活動が多様化する中で、団体のニーズに即したきめの細かい支援がおこなえる事務局人材の育成に取り組む。在宅勤務が進む中でも適切に事業実施をおこなうことができる体制を整える。